

## 半田市障がい者自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号に規定する事業(次条第1号において「相談支援事業」という。)を始めとする地域の障がい福祉サービスに係るシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議を行うため、半田市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい者保健福祉計画の推進に関すること。
- (6) 障がい者の差別解消の推進に関すること。
- (7) 障がい者の虐待防止に関すること。
- (8) その他地域の障がい福祉サービスに関し必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障がい福祉サービス事業者
- (3) 地域生活支援事業の実施事業者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 教育関係機関又は雇用関係機関の職員
- (6) 企業代表者
- (7) 障がい者関係団体代表者
- (8) 学識経験者
- (9) その他の関係者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 市長は、予算の範囲内において、委員に報酬を支給することができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(全体会)

第7条 協議会の会議（以下「全体会」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 全体会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 第2条に規定する所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置は、全体会において決定する。

3 専門部会は、会長が任命した部会長及び部会長が指名した部会員をもって組織する。

4 部会員は、委員以外の者から選任することができる。

5 専門部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、半田市福祉部地域福祉課及び半田市障がい者相談支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。